

「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令案」及び
「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める告示(ガイドライン)案」
に対する意見募集の結果について

．概要

「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令案」及び「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める告示(ガイドライン)案」について、以下のとおり意見募集を行った。

- (1) 意見募集期間：平成17年 8 月 4 日(木)から平成17年 8 月31日(水)
- (2) 告知方法：環境省ホームページ及び記者発表
- (3) 意見提出方法：郵送、ファックス又は電子メール

．御意見の提出者数と内訳

| | |
|--------|------------|
| 事業者・団体 | 3名 |
| 個人・その他 | 0名 |
| 合 計 | 3名(意見数：7件) |

．御意見に対する考え方

| 御意見 | 御意見に対する考え方 |
|---|--|
| <p>許可申請に当たっては排出海域の環境に及ぼす影響の予測評価を行い、許可申請をすることとされており、この中身が事前評価のプロセスチャートの「包括的評価」に示されているが、これでは抽象的で実施できない。</p> <p>この項を実施するに当たって、環境省地球環境局環境保全対策課の指導を受ければ、どのような機関で、どのような調査を、何時何処で実施することができるか教示できる体制が整っているのでしょうか。</p> | <p>許可申請の際に行っていただく評価の詳細な方法に関しては、「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める告示(以下「ガイドライン告示」という。)」としてお示しします。また、海洋投入処分の許可制度についての説明会を各地で行う予定です。</p> <p>その他、許可申請に関し、御不明な点がありましたら、環境省までお問い合わせください。</p> |
| <p>焼酎粕に関し、これまでの実績を包括的評価とみなし、海洋投入処分を認めてもらいたい。</p> | <p>焼酎粕に関しては、「海洋投入処分期間(海洋投入処分期間が1年を超える場合にあっては、単位期間)における海洋投入処分量が10万立方メートル未満」、かつ「有害物質等を含まない」と認められる場合には、包括的評価ではなく、より軽易な初期的評価を実施していただくこととなります。</p> |
| <p>焼酎業界は中小企業が多いため環境影響調査については経費のかからないようご配慮願いたい。</p> | |

| 御意見 | 御意見に対する考え方 |
|--|--|
| <p>陸上処理施設の故障、老朽化による事故等の緊急事態に備え、緊急避難的な対応の一環として海洋投入の方法を認めていただくようご配慮お願いしたい。</p> | <p>改正後の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」第10条第2項第6号において、「緊急に処分する必要があると認めて環境大臣が指定する廃棄物」については、一定の要件の下、海洋への排出が認められておりますが、ここで排出が認められるのは、人の健康、安全又は海洋環境に容認し難い脅威をもたらす恐れのある、緊急の場合のみであり、処理施設の故障、老朽化による事故等の場合は、海洋への排出は認められません。</p> |
| <p>事前評価プロセスに記載されている具体的内容、規定を明確にすべき。</p> | <p>具体的内容については、ガイドライン告示にてお示しします。また、各地で海洋投入処分の許可制度に関する説明会を開催する予定です。</p> |
| <p>焼酎粕のような動・植物に有用な成分を多く含有する特性を考慮し、「ポジティブ」な対策を検討してほしい。</p> | <p>動植物に有用な成分を含有していたとしても、量によっては、局所的に富栄養化等の問題を引き起こす可能性があることから、環境に影響が無いことを証明するために初期的評価又は包括的評価が必要となります。</p> |
| <p>海洋環境アセスメント評価項目別の費用概算を明示して欲しい。</p> | <p>環境影響評価の委託費用については、案件の内容や委託先によって異なりますので、一概に費用をお示しすることはできません。環境省において、具体的事例等の情報の収集を行う予定ですので、必要があれば個別にお問い合わせください。</p> |